

平成30年度 第2回伊勢市環境審議会 記録概要

1. 日 時 平成30年11月15日(木) 18:30~19:40
2. 場 所 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 4階大会議室
(伊勢市観光文化会館) 住所:伊勢市岩渕1-13-15
3. 委員(出席)

川端	利生	(公共的団体:伊勢農業協同組合)
山本	誠	(公共的団体:伊勢市総連合自治会)
竜田	和代	(公共的団体:伊勢市女性団体連絡協議会)
高橋	克彦	(公共的団体:伊勢市環境会議)
佐々木	徹	(公共的団体:いせしま森林組合)
山村	直紀	(学識者:三重大学)
平山	大輔	(学識者:三重大学)
中松	豊	(学識者:皇學館大学)
岡本	忠佳	(学識者)
笹岡	哲也	(神宮司廳)
藤木	保実	(三重県南勢志摩地域活性化局)
田岡	光生	(公募)

事務局・市	坂本	進	(環境生活部長)
	出口	昌司	(環境生活部参事)
	古布	武	(環境課長)
	中内	悠介	(環境課温暖化防止推進係長)
	土屋	啓史	(環境課温暖化防止推進係主事)
	中西	俊雄	(清掃課ごみゼロ推進係主事)
	江原	博喜	(健康福祉部長)
	鳥堂	昌洋	(健康福祉部次長)
	浦田	美幸	(健康課長)
	荒木	一彦	(都市計画課長)
	東世古	幸久	(観光振興課長)

4. 概要

(1) はじめに

○市環境生活部長挨拶

○会長挨拶

(2) 議事

○路上喫煙対策について（審議）

路上喫煙対策についての答申（案）の説明【市】

- ・「1. 目的」以降には、観光客に対する記述があるが、「1. 目的」にはない。目的は、市民の理解を得る為だけでしょうか？
- ・禁止区域を設定するということは、まずはそこに住んでいる方、市民ということになりますので、大きくは市民の理解を得ることになります。修正が必要であればご意見をいただきたい。【事務局】
- ・先日、河川の漂着物に関するゴミ拾いで宮リバーに行った。子供たちが遊ぶ遊具や芝生にはおちていない。公園から川原に階段を降りていく石段のところいっぱい吸い殻があった。観光客かどうかは分からないが、旅の恥はかき捨てといった様子でポイ捨てをする来訪者がいる。市民も来る人も同じように努力するスタンスを目的として打ち出すべきではないか。
- ・2年後、2020年4月改正の健康増進法。国が喫煙の禁止について決めるが、健康課として何か聞いていますか？
- ・第一回環境審議会において配布した資料以上の内容は、まだ具体的にはそれほどできていない。【市】
- ・「4. 指導体制」の書き方はこれでいいと思うが、絵に描いた餅では意味がない。実効性の担保、もう少し具体的に考えがあれば教えてほしい。また、初めの冒頭文に「審議を重ねた結果」とあるが、今回は2回の審議のため「重ねた」という部分は不要。
- ・「重ねた」は削除したい。指導体制については、来年度の審議会でも再度議論し

て決めたい。【市】

- ・「1. 目的」には「市民の理解を得る」のみだが、具体的な取組方針は後に書かれている。
- ・これが目的かと言われると変な感じがする。市民にとっても来訪する方にとっても喫煙の制限は必要であり、「1. 目的」にも入れるべき。
- ・観光客を含めた全ての人が気持ちよく観光も市民活動もできるという内容を盛り込みたい。
- ・「2. 取組方針」について、観光地としての取り組みが先に来ており、市民より観光客を優先すべきように見える。市民全体で取り組むものなので（1）と（2）の順番を入れ替えるべきではないか。
- ・「1. 目的」の「禁止区域」では、何を禁止するのかが分かりにくい。「路上喫煙禁止区域」とすべき。また、「2. 取組方針」のはじめに「観光」という言葉がきていることもあり、「1. 目的」にも観光の記述を入れるべき。
- ・「1. 目的」に、来訪者も住民もどちらも気持ちよくなるように路上喫煙対策に取り組むという目的についての文章を追加したい。表現については、会長と相談して整えたい。「2. 取組方針」についても（1）と（2）の順番を入れ替えるということではよろしかったでしょうか？【事務局】
- ・「3. 路上喫煙禁止区域の指定及び禁止する行為の設定」も同じこと（入れ替え）がおこってくる。
- ・観光地だから取り組みたいというスタンスで書いている。伊勢市は観光地であり、その恩恵を受けており、その精神があれば、市民も幸せになるのではないか。そういう考え方なら観光地が先でいいと思う。市民ももちろん大切。無視している訳ではない。
- ・観光業の人ばかりではない。市の政策として考えるのであれば、市民のこと、全体のことを考えた上で、観光のことを書いた方がいいのではないか。
- ・基本的には委員の意見、考え方で作らせていただきたい。事務局がこうして欲しいということはない。【事務局】

- ・伊勢市の土地は全国から人が集まってくる土地。間違いなく観光都市であり、あえてそのままでいいのではないか。どちらが先に来ても大きな問題ではなく、議論を深める話ではない。私に一任させてもらっていいですか？私の方で考えます。

(一同了承)

- ・「3. 路上喫煙禁止区域の指定及び禁止する行為の設定」について、禁止する行為について具体的に書かれていない。
- ・加熱式タバコ、携帯用灰皿を使用した場合など、個人の理解によって禁止の線引きが不明瞭になってしまう。具体的にどの行為が禁止かを明確にする必要があるという趣旨のご意見を表現したもの。【事務局】
- ・加熱式タバコは体に影響はないのですか？
- ・あります。【事務局】
- ・(3) として禁止すべき行為を追加し、はっきり分かるように。
- ・見出しの文書を削除して(3)を追加します。【事務局】
- ・以上のご意見を反映するかたちで修正したい。具体的な書き方については、私に一任させてください。

(一同了承)

○第3期伊勢市環境基本計画の策定方針について（審議）
説明【事務局】

- ・第3期環境基本計画の策定方針。具体的な内容は来年度に考える。資料3の裏面、2についてご意見をいただきたい。
- ・日本全国いろんな環境基本計画を立てているが、資料として四日市市と太田市を選んだ理由はなんですか？
- ・内包型という形をイメージいただくため、計画形式として特徴的なものを選ばせていただきました。【事務局】

- ・伊勢市としては、どちらのタイプにしたいと思っているのか
- ・今の段階では検討中。他市の事例も参考にしながら考えたい。【事務局】
- ・具体的に計画が出てこないと分からない。イメージをするのが難しいので審議しにくい。ただ、当初の計画から10年経っており、大幅改定の必要があることについては、みなさん一致していると思う。
- ・10年前と比べて気候はだいぶ変わった。夏がすごく暑くなり、夏場の仕事もこたえる。雨の降り方も変わってきている。山を壊さないよう作業道を作って薪を運び出すが、開設した道が土道なので土砂降りで使えなくなる。台風被害も大きい。木を処理してほしいという依頼が未だにある。10年で大きく変わってきている、大幅な見直しは賛成。内包するかどうかについては、どちらでもいい。
- ・太陽光発電の固定価格買い取り制度では、九州では売電先に困っている（受入制限等）。また、FIT法も来年の11月に買い取り期間が終了するものがでてくる。（FIT法による買取期間が終了したものを対象として）イオンが電気をWAONポイントに変えてくれるというサービスを考えていると聞いた。太陽光発電の20年後の廃棄問題もある。方針転換が必要。
- ・2つの計画が別々に出来た経緯を聞かせてほしい。
- ・市町村合併後、平成21年に環境基本計画が策定された。地球温暖化防止実行計画は、事務事業編については、策定義務がある。区域施策編については、伊勢市は義務ではないが、東日本大震災もあり、エネルギー情勢を考える必要性が出て、平成24年度に策定された。【事務局】
- ・対象範囲が違うという訳ではないのか？策定年数が違うだけ？
- ・一部分に特化した計画が地球温暖化防止実行計画。【事務局】
- ・2つの計画を見比べたところ、概要はかぶっているが、細かい部分は重複していない。1つにすることで計画が膨大になりそう。
- ・太陽光発電は進めていく話となっているが、最終的にはごみの排出という問題が出てくる。いろんな相対する矛盾する1つの計画に入れることは良い事

だと思ふ。

- ・レジ袋は地球温暖化防止の目的もあり実施したが、それだけが突出して動いていたように感じる。名古屋は「白い町名古屋」と言う歌があり、たくさん緑を植えたら、先日の台風で多くの倒木が出た。お宮さんの木が樹齢 400 年というが、強風が来たとき大きな被害にもなりうる。大きな木は 3m くらいで短く切って対策をしている。緑は大事だが災害の時には危険にもなりうる。総合計画の様に、いろんなことを一緒に考えていく必要がある。
- ・マイクロプラスチックが多くの問題となっている。歯磨き粉、洗顔料、アクリルたわしにも含まれており、どんどん川や海に流れていっている。アクリルたわしは汚れがよくとれると推進していたが、今は逆となってきている。以前と大きく変わってきている。四日市大学が熱心に取り組んでいる。環境省では、マイクロプラスチックをなくそうというキャンペーンをしている。私は農業をするので田んぼに肥料を年 3 回入れていたが、1 回でいい肥料もあるという話を聞いた。そのような肥料にはプラスチックが含まれており、川や海に流れていく。伊勢市でもそういったことに対する方針を打ち出したらいいと思う。
- ・2 つの計画を別に話し合うのもおかしい。一緒にしていいと思う。他に意見がないようなので、案のとおり進めていただきたいと思ふ。

○その他

- ・内宮、外宮の地図（喫煙所）の説明
- ・三重県庁の講座でもらってきた資料「緩和・適応」についての説明。環境基本計画に、緩和・適応についても入れて欲しい。本日 15 日、鳥の狩猟解禁日なので狩猟可能な鳥かどうか分かるパンフレットを配布。
- ・今年度の審議会はこれで終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。【事務局】